

蔵王町農地賃借料情報

農地法第52条に基づく賃借料情報(令和7年1月から12月までに締結されたもの)をお知らせします。
契約の際には、ほ場条件等を考慮し、当事者間で十分に話し合い賃借料を決めてください。

令和8年2月公表

蔵王町農業委員会

1 田(水稻)の部

(10a当たり)

町全域	有償による 賃借借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃借借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	137	15,800	16,000	8,000	15	0

地区名	有償による 賃借借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃借借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
曲竹	10	13,100	15,000	10,981	-	0
矢附	20	11,400	15,053	5,898	5	0
塩沢	7	12,200	15,053	10,000	-	0
円田	23	22,000	30,000	15,000	3	0
平沢	18	28,300	41,574	15,000	-	0
小村崎	6	30,000	30,000	30,000	-	0
宮	53	14,300	15,000	8,000	3	0

2 畑の部

(10a当たり)

町全域	有償による 賃借借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃借借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	40	10,200	17,889	8,283	4	0

*1 データ数は、集計に用いた筆数です。(地区ごとの全データによる平均額の170%を超えるもの及び30%未満のものは、特殊な取引であるとして集計から除外しています)また、地区ごとのデータ数が5件に満たない場合は、信頼性のある平均値が算出できないため、掲載しておりません。
(遠刈田)賃借料は近隣地区の平均等を参考にしてください。

*2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、玄米60kg当たり30,000円(令和7年産米概算金)に換算しています。

*3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

*4 「田(水稻)の部」の「(参考)町全域」の平均額は、地区ごとの平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です。賃借料0円のデータは含まれていません。

*5 「畑の部」は、地区単位ではデータ数が少ないため、町内全域で一括して算出しています。

*6 「無償による賃借借データ数」の欄には、賃借料を0円(使用貸借)で契約したものの筆数を参考までに示しています。